

# 美瑛町自治基本条例 原案

令和4年8月

美瑛町まちづくり委員会

## はじめに

---

美瑛町には、現在、「住み良いまち美瑛をみんなでつくる条例」があり、町民参加の推進や、情報提供等について定められていますが、現在のまちづくりに合わせた見直しを行う必要があるとして、令和2年7月に「自治基本条例策定専門部会」を設置し、新たな自治基本条例の策定について検討してきました。

当初は、まちづくり委員の中から選任された専門部会員のみで議論を開始しましたが、令和3年4月からは行政職員、そして、令和3年12月からは一部議員も参加し、様々な立場・視点から、新たなまちづくりに関する基本的なルールについて、全17回にもわたる検討を重ねてきました

こうした検討を踏まえ、当委員会としては新たに自治基本条例を策定する必要があると判断し、「美瑛町自治基本条例原案」の報告を行うものとします。

なお、貴職におかれましては、町民主体による検討の結果である本案の内容を尊重し、今後の決定に引き継がれることを期待します。

令和4年8月17日

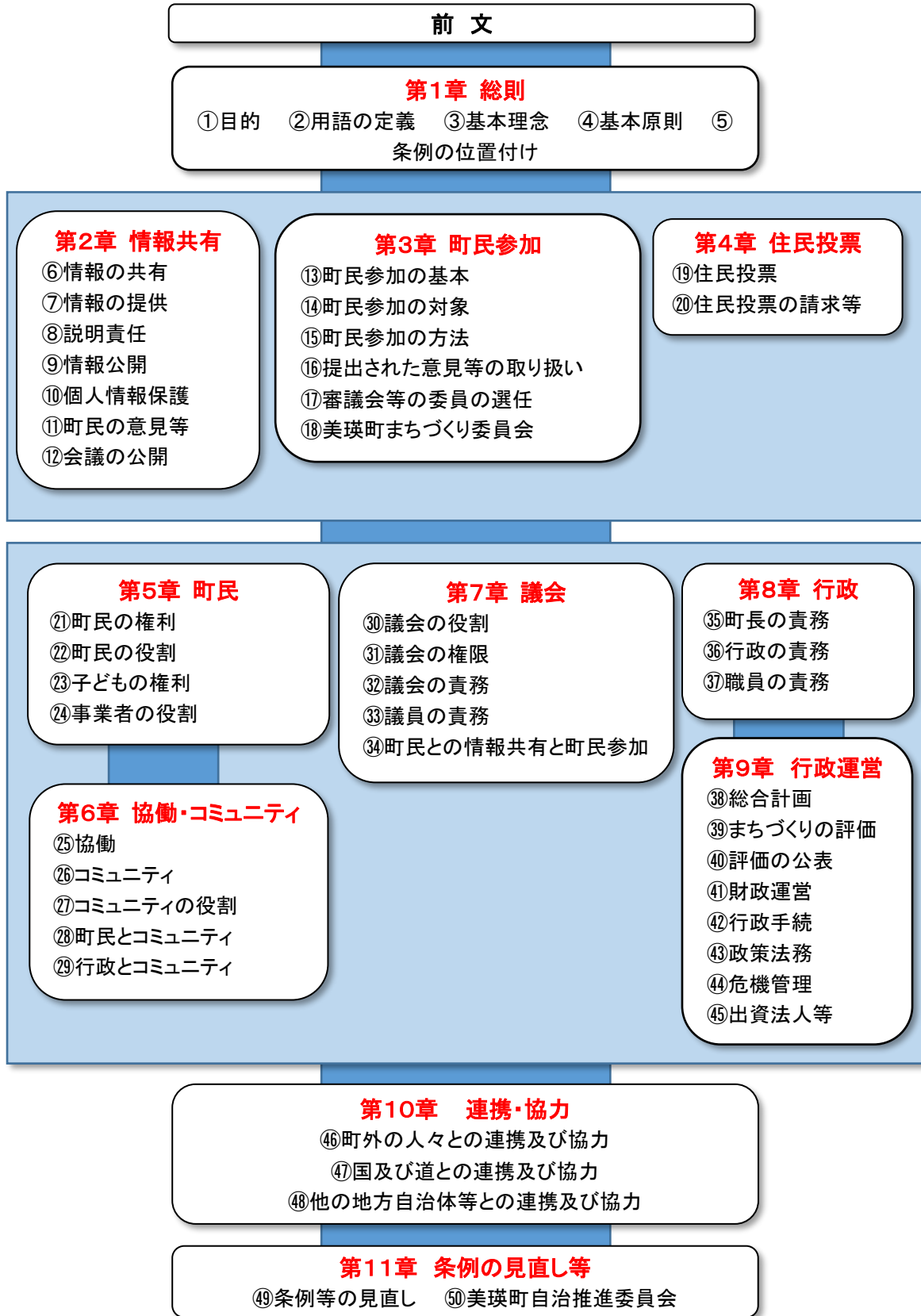
美瑛町まちづくり委員会

会 長 井 口 真 幸

## 目 次

<p>1 条例全体の構造 _____ p.1</p> <p>2 美瑛町自治基本条例(仮称)に 盛り込む事項 _____ p.2</p> <p>前文 _____ p.2</p> <p>第1章 総則 _____ p.3</p> <p>    1. 目的 _____ p.3</p> <p>    2. 用語の定義 _____ p.3</p> <p>    3. 基本理念 _____ p.4</p> <p>    4. 基本原則 _____ p.4</p> <p>    5. 条例の位置付け _____ p.5</p> <p>第2章 情報共有 _____ p.6</p> <p>    情報の共有</p> <p>    情報の提供</p> <p>    説明責任</p> <p>    情報公開</p> <p>    個人情報保護</p> <p>    町民の意見等</p> <p>    会議の公開</p> <p>第3章 町民参加 _____ p.8</p> <p>    町民参加の基本</p> <p>    町民参加の対象</p> <p>    町民参加の方法</p> <p>    提出された意見等の取り扱い</p> <p>    審議会等の委員の選任</p> <p>    美瑛町まちづくり委員会</p> <p>第4章 住民投票 _____ p.11</p> <p>    住民投票</p> <p>    住民投票の請求等</p> <p>第5章 町民 _____ p.13</p> <p>    町民の権利</p> <p>    町民の役割</p> <p>    子どもの権利</p> <p>    事業者の役割</p>	<p>第6章 協働・コミュニティ _____ p.15</p> <p>    協働</p> <p>    コミュニティ</p> <p>    コミュニティの役割</p> <p>    町民とコミュニティ</p> <p>    行政とコミュニティ</p> <p>第7章 議会 _____ p.17</p> <p>    議会の役割</p> <p>    議会の権限</p> <p>    議会の責務</p> <p>    議員の責務</p> <p>    町民と情報共有と町民参加</p> <p>第8章 行政 _____ p.19</p> <p>    町長の責務</p> <p>    行政の責務</p> <p>    職員の責務</p> <p>第9章 行政運営 _____ p.21</p> <p>    総合計画</p> <p>    まちづくりの評価</p> <p>    評価の公表</p> <p>    財政運営</p> <p>    行政手続</p> <p>    政策法務</p> <p>    危機管理</p> <p>    出資法人等</p> <p>第10章 連携・協力 _____ p.24</p> <p>    町外の人々との交流及び連携</p> <p>    国及び道との連携及び協力</p> <p>    他の地方自治体等との連携及び協力</p> <p>第11章 条例の見直し等 _____ p.25</p> <p>    条例の見直し</p> <p>    美瑛町自治推進委員会</p> <p>(資料)</p> <p>    1 自治基本条例策定専門部会設置要綱 p.27</p> <p>    2 委員名簿 _____ p.28</p> <p>    3 これまでの検討経過 _____ p.31</p>
--	---

## 1 条例全体の構造



## 2 美瑛町自治基本条例に盛り込む事項

### 前 文

美瑛町は、十勝岳連峰の山麓に広がる、どこまでも波のように続く丘陵地帯に位置し、農業の営みが創り出す美しい景観が多くの人に愛されているまちです。今日の美瑛町は、開拓以来、活火山十勝岳の噴火、水害、冷害、丘陵地における農業の困難さといった多くの苦難と試練を乗り越え、町の発展に尽くされた多くの先人により築き上げられたものです。

私たちは、先人が築いてきた町の地域資源や精神を、次世代を担う子ども達に引き継ぎ、新しい時代に対応できる持続可能なまちづくりを進めていかなければなりません。

そのためには、町民一人ひとりがまちづくりの主体として積極的に参加するとともに、町民、議会及び行政がそれぞれの役割を認識し、一体となって地域課題の解決に取り組む必要があります。

私たちは、ここに、町民、議会及び行政が一体となって協働のまちづくりに取り組み、みんなが誇れる「住み良いまち美瑛をみんなでつくる」ための基本のルールとなる美瑛町自治基本条例を制定します。

#### 【専門部会では】

先人がつくった「住み良いまち美瑛をみんなでつくる条例」の前文の内容を基本とするべきという意見が出されたため、当該条例の前文を引き継ぎつつ、現在の美瑛町のまちづくりを考える上で必要な事項や美瑛町らしい事項を盛り込みました。

## 第1章 総 則

### 1. 目的

第1条 この条例は、美瑛町の自治に関する基本理念と基本原則を定め、町民の権利及び役割並びに議会及び行政の責務を明らかにするとともに、議会、行政及び地域社会の自治の推進に関する基本的事項と仕組みを定めることによって、町民主体の自治を実現することを目的とします。

#### 【専門部会では】

・美瑛町の自治の主体は町民であることを明確にするために、本条例の目的は「町民主体の自治を実現すること」としています。

・当初、「地域社会」の定義が困難であることから目的の対象領域に含めないこととしていました。しかし、第6章「協働・コミュニティ」の議論の際に、町民主体の自治を実現するためには、地域社会における個人やコミュニティ等の団体の活躍が必要不可欠であることを認識し、その取組みについて規定していることから、対象領域を「議会、行政及び地域社会」とすることとしました。

### 2. 用語の定義

第2条 この条例において使用する用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 町民 町内に住所を有する人、町内で働き又は学ぶ人及び事業活動その他の活動を営む人又は法人若しくは団体をいいます。
- (2) 行政 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (3) 町政 議会と行政が担う自治の領域をいいます。

#### 【専門部会では】

・町民の定義については、「町内に住所を有する人」のみとする狭義の町民とする意見と、ふるさと納税者や美瑛町に関心・関わりのある方についても網羅する広義の町民とする意見がありましたが、美瑛町に関わりを持つ多くの人の意見、知恵、行動力を美瑛町の自治に活かすため、広義の「町民」を定義としました。また、「住民」と「町民」を使い分ける必要があるとの意見があり、第4章「住民投票」では「町内に住所を有する人」を意味する「住民」という表現を使用します。なお、「住民」を使用するのは第4章のみなので、定義は行いません。

・「行政」の定義について、当初は、美瑛町行政手続条例及び住み良いまち美瑛をみんなで作る条例で定義されている「町の機関」を参考に、「町」として定義することを検討しましたが、第8章「行政」や第9章「行政運営」のタイトルで「行政」を使用していることや、条文内でも「行政運営」や「行政サービス」等の表現を使用していることから、「行政」と定義することにしました。

・「町政」の定義は、自治基本条例の対象領域となる議会及び行政が担う公助の部分としました。

### 3. 基本理念

第3条 町民、議会及び行政は、美瑛町町民憲章の精神を尊重するとともに、町民が誇れる住み良いまちの実現を図るため、町民主体の自治を推進することを基本理念とします。

#### 【専門部会では】

- ・「『町民憲章の精神を尊重する』を入れて欲しい」という意見が出たため、条文上に反映させました。
- ・住み良いまち美瑛をみんなで作る条例の理念を継承し、「町民が誇れる住み良いまちの実現を図るため」としています。

### 4. 基本原則

第4条 町民、議会及び行政は、次に掲げる原則に基づき、美瑛町の自治を推進するものとします。

- (1) 町民主体の原則 町民は、美瑛町の自治の主体であり、その自治の一部を議会及び行政に信託します。
- (2) 情報共有の原則 町民、議会及び行政は、町政に関する情報を共有します。
- (3) 参加の原則 町政及び地域社会の自治は、町民参加のもとに行われることを基本とします。
- (4) 協働の原則 町民、議会及び行政は、協働して地域社会の課題解決を推進します。
- (5) 多様性尊重の原則 町民、議会及び行政は、年齢、性別、国籍、障がいの有無、その他それぞれの置かれた状況を尊重し、町民一人ひとりが個性及び能力を十分に発揮することができるようにします。

#### 【専門部会では】

- ・「基本原則」に入れるべきという意見が多かった事項について規定しています。
- ・「多様性尊重の原則」については、外国人移住者が増加していることや、条例の明るく先進的なイメージへとつながるとの意見が出たため、基本原則に入れました。

## 5. 条例の位置付け

第5条 この条例は、美瑛町の自治の基本を定めるものであり、町民、議会及び行政は、この条例を最大限に遵守しなければなりません。

### 【専門部会では】

・当初は、本条例の重要度を示すために「美瑛町の自治の基本を定める最高規範」としていましたが、法的に同じ条例である以上、条例間における優位劣位の関係を定めることはできず、自治基本条例を最高優位にあるという位置付けはできません。また、先例事例の傾向としては、近年になるにつれて最高規範性をうたう事例が少なくなっています。したがって、本条例については「美瑛町の自治の基本を定めるもの」として規定しました。



## 第2章 情報共有

### (情報の共有)

第6条 町民、議会及び行政は、情報の共有が町民主体の自治の実現の基本であることを認識するとともに、互いに町政に関する情報を伝え合い、共有します。

### (情報の提供)

第7条 議会及び行政は、開かれた町政を推進するため、町政に関する情報を適切な時期に適切な方法で分かりやすく町民に提供します。

### (説明責任)

第8条 議会及び行政は、公正で開かれた町政を推進するため、町の仕事の企画、立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果等を町民に分かりやすく説明します。

2 議会及び行政は、町民から説明を求められた場合には、誠実に対応します。

### (情報公開)

第9条 町民は、町政に関する情報の開示を求める権利を有します。

2 議会及び行政は、町民から町政に関する情報の開示を求められたときは、美瑛町情報公開条例の情報の規定により、情報を公開します。

### (個人情報保護)

第10条 議会及び行政は、個人の権利や利益が侵害されないよう、その保有する個人情報について、美瑛町個人情報保護条例の規定により、適切な保護を図ります。

### (町民の意見等)

第11条 議会及び行政は、町民の意見、提言、要望に対し、迅速かつ誠実に対処するとともに、町政への反映に努めます。

2 議会及び行政は、意見等の検討を終えたときは、速やかに次の事項を町民に公表します。ただし、美瑛町個人情報保護条例の定めるところにより公表することが適当でない認められるときは、この限りではありません。

(1) 意見等の内容

(2) 意見等の検討結果及びその理由

3 議会及び行政は、前項で提出された意見等への経過について記録し、適切に管理します。

### (会議の公開)

第12条 議会は、定例会、委員会及び美瑛町会議規則で規定する会議を原則公開します。

2 行政は、実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その会議を原則公開します。

3 議会及び行政は、前2項で規定する会議を公開することが適当ではないと認められるときは、非公開とすることができます。

### 【専門部会では】

#### (情報の共有)

・「町民主体の自治の実現」のためには、行政からの情報はもちろん、町民からの情報発信(町民の意見等)も重要であると考え、双方向性を示す「互いに」という言葉を使用しています。

・「町民主体の自治の実現の基本」とするか、「町民主体の自治の根源」とするか、意見が割れましたが、「根源」という表現が分かりにくいという指摘あったため、「実現の基本」としました。

・「町政に関する情報」については、より時期や情報の内容が見えやすい「政策形成の活用に関する情報」という表現の案もありましたが、なるべく短く、柔らかい表現とすべきと考え、このような表現としました。

#### (情報の提供)

・「適切な時期」や「適切な方法」といった表現については、曖昧な表現であるという指摘がありました。一方で、行政が適切であると考えた情報提供のタイミングや方法については、提供後に町民によって評価することができるため、このような表現でも問題はないとする意見もありました。専門部会では、柔軟かつ遅滞のない情報提供が可能となり、町民の主体性を尊重することができると考え、「適切な時期に適切な方法で」という表現を用いています。

#### (説明責任)

・「説明責任」の項目では、責任の所在を明確に示すべきとする意見がありました。条文案では主語を「議会及び行政」とし、「説明責任」の所在を明確にしています。

・「開かれた町政」という表現については、前時代的でネガティブな表現であるという意見がありました。専門部会では、美瑛町の町政は既に開かれているものであるが、情報が町民に届く過程等に課題があると考えています。「開かれた町政」に係る解釈は複数あると思いますが、美瑛町では今後も「開かれた町政」を継続していくという決意も込めて、こちらの表現を使用することとしました。

・当初は「適切な時期に適切な方法で」説明すると表現していましたが、もう少し踏み込んだ表現にすべきという意見があったため、「町の仕事の企画、立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果等を町民に分かりやすく説明」するとして、具体的に表現しました。

#### (情報公開)

・「情報の開示を求める権利」について、自治基本条例で規定しておくべきという意見があったので、「情報公開」の第1項で記載しました。

・美瑛町情報公開条例との関連付けについて重要視する意見が多く、条文案でも第2項において「美瑛町情報公開条例の情報の規定のより」という表現を用いています。

#### (個人情報保護)

・「個人情報保護」について、美瑛町個人情報保護条例との関連付けを求める意見が多かったので、「美瑛町個人情報保護条例の規定により」と表現しています。

#### (町民の意見等)

・「町民の意見等」では、意見等の検討結果の公表に係る規定を求める意見が多数ありました。軽微な問い合わせ等に対しても公表するとなると行政の負担が大きくなるため、検討結果の公表については記載すべきではないという見解もありますが、専門部会の意見を踏まえ、「美瑛町個人情報保護条例の定めるところにより公表することが適当でないと認められるとき」を除き公表することとしました。

・議会が町民意見を聞き取る方法については、第7章「議会」の第34条「町民との情報共有と町民参加」で規定しています。

#### (会議の公開)

・公開する会議の情報(議事録、会議資料等)や公開する会議名等も自治基本条例内で規定しておくべきという意見がありましたが、逐条解説等で補足することとします。

・個人情報等を扱う会議等、公表することが適さない会議もあることから、「原則公開」や「公開することが適当でないと認められるときは、非公開とする」と表現しています。

### 第3章 町民参加

(町民参加の基本)

第13条 町民は、美瑛町の自治の主体であるという基本原則に基づき、町政に参加することを基本とします。

- 2 議会及び行政は、広く町民の意見等を求め、町政に町民の意思を反映することを基本とします。
- 3 議会及び行政は、町政へ広く町民が参加する機会を保障します。
- 4 議会及び行政は、町民が町政への参加又は不参加を理由として不利益を受けないよう配慮します。
- 5 子どもは、次世代の担い手として、それぞれの年齢にふさわしい方法により町政に参加できるものとします。

(町民参加の対象)

第14条 行政は、次の事項を実施するときは、町民参加を求めます。

- (1) 総合計画の基本構想及び基本計画並びに各施策の基本となる計画の策定又は見直し
  - (2) 政策に関する基本方針を定め、又は町民の義務及び権利に関する条例の制定、改正又は廃止
  - (3) 町の施設の新設、改良又は廃止の決定(ただし、別に規則で定める場合を除きます。)
  - (4) 広く町民が利用する町の施設の利用方法の決定
  - (5) 事務及び事業を効果的かつ効率的に推進するための外部評価の実施
  - (6) 町民の生活に大きな影響を及ぼす施策の決定
  - (7) 前各号のほか、町民参加が望ましいと思われる事項
- 2 法令の規定による事項、緊急その他やむを得ない理由がある事項、又は別に規則に定めるところにより常に町民参加を求めることが困難若しくは不相当である事項については、町民参加を求めないことができます。

(町民参加の方法)

第15条 行政は、前条に規定する事項を実施するときは、次の各号のいずれか又は複数の方法により、適切な時期に町民参加を求めます。

- (1) 審議会等の会議の開催
- (2) 意見交換会の開催
- (3) 意見公募(パブリックコメント)手続の実施
- (4) アンケート調査の実施
- (5) その他適切な方法

(提出された意見等の取り扱い)

第16条 行政は、町民参加の方法によって寄せられた意見等を総合的に検討します。

- 2 行政は、意見等の検討を終えたときは、速やかにかつ多様な方法を用いて次の事項を町民に公表します。ただし、美瑛町個人情報保護条例の規定により公表することが適当でないと思われるときは、この限りではありません。
- (1) 意見等の内容
- (2) 意見等の検討結果及びその理由

(審議会等の委員の選任)

第17条 行政は、行政運営に公平で、かつ、広く町民の意見等が反映されるよう審議会等の委員の選任について、次の事項に配慮します。

- (1) 原則として、公募により選任された町民の委員を含むこと

- (2) 委員の年齢、性別等の均衡を図ること
- (3) 他の審議会等との重複を必要最小限にすること  
(美瑛町まちづくり委員会)

第18条 町長は、まちづくりへの町民参加を推進するため、美瑛町まちづくり委員会(以下「まちづくり委員会」という。)を設置します。

2 まちづくり委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に規則で定めます。

#### 【専門部会では】

##### (町民参加の基本)

- ・町民主体の自治の実現には、町政への町民の参加が要になるということで、「町民参加の基本」では、議会及び行政が町民の意思を反映することや、町政へ町民が参加する機会を保障することについて規定しています。
- ・町政へ参加しない自由もあることから、行政と議会は参加しなかった町民に不利益が生じることのないように配慮することとしています。
- ・選挙権を有さない18歳未満の町民も、次世代の担い手として年齢にふさわしい方法で町政へ参加できるように、本項で規定しています。

##### (町民参加の対象)

- ・具体的に記載していない事項もありますが、第1項(6)の「町民の生活に大きな影響を及ぼす施策の決定」等で網羅できると考え、最小限の項目で整理しています。
- ・第2項では、町民参加を求めないことができる事項について記載していますが、安易に「町民参加を求めることが困難若しくは不適當である」等と判断される恐れがあるので、逐条解説において町民参加を求めないケースについての説明を行い、誤った運用がされないように補足します。

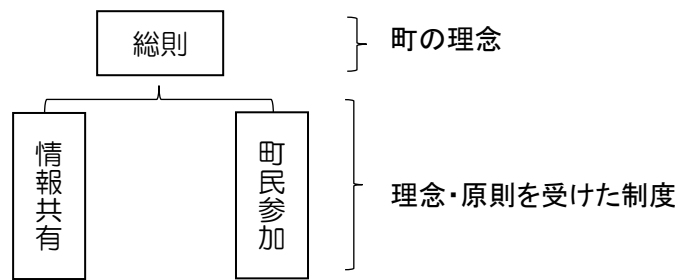
##### (町民参加の方法)

- ・町民参加を求める場合は、「町民参加の方法」に規定される「いずれか又は複数の方法により」参加を求めることし、状況に合わせて1つか複数か選択できるようにしました。なお、専門部会における行政職員の意見を参考に、複数の方法により町民参加を求めることは可能であると判断しています。
- ・現在の美瑛町では、現行条例である「住み良いまち美瑛をみんなでつくる条例」に則り、「町民コメント制度」等により町民参加を図っています。専門部会では、現行条例の内容を引き継いでいくべきだという意見が挙げられたことから、「町民コメント制度」=「意見公募(パブリックコメント)手続」、「まちづくり町民集会」=「意見交換会」など、現行条例の手法を引き継ぐような内容になりました。

##### (提出された意見等の取り扱い)

- ・行政は、町民からの意見等を単に聞き取るだけではなく、内容に合わせた検討を行わなければならないことを規定しています。
- ・「提出された意見等の取り扱い」については、第2章「情報共有」で既に「町民の意見等」の取扱いに係る規定があるため、「町民参加」で定める必要はないとする意見がありました。一方で、「情報共有」における意見と、「町民参加」における意見は、それぞれ性質が違うとして、「町民参加」でも改めて規定する必要があるとする意見もありました。
- ・「情報共有」及び「町民参加」については、どちらも第1章の「総則」で定める理念・原則を受けた制度であり、並列関係の独立した章です。したがって、前段の「情報共有」で規定しているから「町民参加」では規定する必要が無いとは考えずに、それぞれの章における「意見等の取り扱い」を規定することとしました。

・また、章ごとに「取り扱い」に係る規定がある方が、条文を読んだ際に理解しやすいと考えます。



※情報共有における「意見等」:意見、提言、要望等

※町民参加における「意見等」:第15条の「町民参加の方法」により提出された意見等

(審議会等の委員の選任)

・町民が町政へ参加する機会を保障するために、審議会等の委員については、原則公募により選任された委員を含むこととしました。

・「他の審議会等との重複」については、「必要最小限にする」とすべきか「重複をしない」とすべきか論点になりました。より多くの町民が町政へ参加する機会を有し、様々な意見が挙がることが理想ですが、審議会等の性質上、団体の代表者の出席を求める必要がある場合があり、完全な「重複」の禁止は実現が難しい状況です。そこで、条文は「重複を必要最小限にすること」として、逐条解説で上記の内容を説明することとします。

(美瑛町まちづくり委員会)

・まちづくり委員会については、「住み良いまち美瑛をみんなでつくる条例」で規定されており、「まちづくりへの町民参加を推進するため」設置されているので、本条例では第3章「町民参加」の中でまちづくり委員会の規定を設けることとしました。

・まちづくり委員会の定員や任期等の詳細は、別に規則で定めます。

## 第4章 住民投票

### (住民投票)

第19条 町長は、町政に関わる重要事項について、直接、住民の意思を確認する必要があるときは、条例による住民投票の制度を設けることができます。

2 住民投票に参加できる者の資格及びその他住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めます。

3 住民投票が成立する要件は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めます。

4 議会及び町長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

### (住民投票の請求等)

第20条 議会の議員及び町長の選挙権を有する住民は、法の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、住民投票条例の制定を町長に請求することができます。

2 議会の議員は、法の定めるところにより、議員の定数の12分の1以上の賛成を得て、住民投票条例の制定を議会に発議することができます。

3 町長は、住民投票条例の制定を議案として議会に提出することができます。

### 【専門部会では】

#### (住民投票)

・「住民投票」には、個別設置型と常設型の2つの方式があります。

方式	概要	メリット	デメリット
個別設置型 住民投票	住民からの直接請求又は議員や町長の条例案の提案により、その都度、議会の議決を経て住民投票条例を制定し実施する。	・投票の対象が明確。 ・実施には議会の議決が必要であり、議会における十分な議論を経て実施することができる。 ・制度の濫用を抑制することができる。	・案件ごとに条例制定が必要なため、時間と労力がかかる。 ・条例が制定され、実施されるかは不確実。
常設型 住民投票	あらかじめ制度の仕組みや要件等を定めた住民投票条例を制定しておき、それに基づき実施する。	・一定の要件を満たせば実施が可能である。 ・住民投票に対する機運が高まった時に迅速に対応できる。	・十分な議論を経ずに実施してしまう恐れがある。 ・制度の濫用につながる可能性がある。

・専門部会では、上記のとおりメリット及びデメリットを整理した上で、「個別設置型は、住民投票を実施するタイミングで実際の案件に合わせた条例を策定できること」、「常設型の制度の濫用を回避できるまでには、美瑛町民の自治に関する意識は成熟していない」などの意見がありました。

・本来であれば、住民投票に対する機運が高まったときに迅速に対応できる常設型の方式が理想であるとしつつ、上記の意見を踏まえて本条例では個別設置型の方式を採用しました。なお、将来的には常設型へ移行していくことを目標としています。

(住民投票の請求等)

・本項目の設置目的の一つに、「住民投票」の制度を町民へ分かりやすく周知することも含まれていることから、「住民投票の請求及び発議」の項目を設け、住民投票条例の制定に必要な条件として、地方自治法第74条、第112条及び第149条で定められている内容を記載しています。

(参考)地方自治法

第七十四条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者(以下この編において「選挙権を有する者」という。)は、政令で定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃の請求をすることができる。

第一百十二条 普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。但し、予算については、この限りでない。

② 前項の規定により議案を提出するに当たっては、議員の定数の十二分の一以上の者の賛成がなければならない。

③ 第一項の規定による議案の提出は、文書を以てこれをしなければならない。

第一百四十九条 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する。

- 一 普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。
- 二 予算を調製し、及びこれを執行すること。
- 三 地方税を賦課徴収し、分担金、使用料、加入金又は手数料を徴収し、及び過料を科すること。
- 四 決算を普通地方公共団体の議会の認定に付すること。
- 五 会計を監督すること。
- 六 財産を取得し、管理し、及び処分すること。
- 七 公の施設を設置し、管理し、及び廃止すること。
- 八 証書及び公文書類を保管すること。
- 九 前各号に定めるものを除く外、当該普通地方公共団体の事務を執行すること。

## 第5章 町民

### (町民の権利)

第21条 町民は、行政サービスを受ける権利を有します。

- 2 町民は、町政に参加する権利を有します。
- 3 町民は、町政に関する情報について知る権利を有します。

### (町民の役割)

第22条 町民は、自治の主体であることを認識し、自治を推進するために、主体的かつ積極的に町政へ参加することに努めます。

- 2 町民は、町政へ参加するに当たっては、自らの発言と行動に責任を持つよう努めます。
- 3 町民は、行政サービスを受けるために、応分の負担を負うものとします。
- 4 町民は、美瑛町特有の景観や自然豊かな郷土を守り育て、持続可能なまちづくりへ取り組むことに努めます。

### (子どもの権利)

第23条 子どもは、より良い環境の中で健やかに育つ権利を有します。

- 2 子どもは、地域社会の一員として、町政に参加する権利を有します。
- 3 町民、議会及び行政は、子どもの権利が保障されるよう必要な支援を行います。

### (事業者の役割)

第24条 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的役割を認識し、地域社会との調和を図り、地域社会の発展のために寄与するよう努めます。

### 【専門部会では】

#### (町民の権利)

・「学ぶ権利」や「意見を表明し、提案する権利」等についても町民の権利として規定するべきだという意見がありました。認められる権利を全て具体的に規定することで、町民が読んだときに理解しやすいというメリットもありますが、後述の「町民の役割」とのバランスを考慮すると項目数を増やさない方が良いと考え、全3項で規定しました。

・なお、「学ぶ権利」は第1項の「行政サービスを受ける権利」、「意見を表明し、提案する権利」は第2項の「町政に参加する権利」に含まれると解釈できます。

#### (町民の役割)

・「町民の権利」との関係性を重要視した意見が多く、役割(義務)を果たしてこそ権利を主張できることを明確にするべきという意見がありました。町政への参加や行政サービスについては、「町民の権利」、「町民の役割」の双方で言及しています。また、項目数についても同数程度で設定しています。

・本条例が長期にわたって運用されることを鑑み、町の将来像やSDGs(持続可能な開発目標)の観点からも条文を考えるべきという意見があったことから、第4項を設けました。

・タイトルについては、「町民の役割」と「町民の責務」が候補となりましたが、柔らかいイメージの表現であるとして「役割」を支持する意見が多く、また、条文案についても大きな負担を課すような内容ではないので、「町民の役割」として設定しました。

#### (子どもの権利)

・「子どもの権利」を「町民の権利」とは別に規定する必要性について議論されました。

・第21条「町民の権利」については、第1章「総則」で定義されている「町民」(町内に住所を有する人、町内で働き又は学ぶ人及び事業活動その他の活動を営む人又は法人若しくは団体)が対象



となっており、この定義に該当する「子ども」も、同様の権利が認められています。

- ・「子どもの権利」について規定するのであれば、単独の条ではなく、「町民の役割」として「子供の権利を保障するよう必要な支援に努める」と規定する方が、条例の構成上バランスが良いという意見もありましたが、最終的に、将来の自治の担い手となる「子ども」に町政への興味を持ってもらうためにメッセージ性を強調することとして、「子どもの権利」の条を単独で設けることにしました。

- ・「子ども」という表現は、子ども自身にとって分かりやすい表現であると考え、第13条「町民参加の基本」と第23章「子どもの権利」で使用していますが、対象範囲が曖昧であるため、定義を行うべきか議論になりました。

- ・しかし、本条例の中に出てくる曖昧な意味の用語を全て定義していくには際限がなく、定義される用語は本条例において最も重要なものに限られるべきです。

- ・本条例の目的が「町民主体の自治を実現すること」であることを鑑みると、「子ども」は次世代の担い手として重要な存在ではありますが、あくまでも「町民」の一部であり、本条例の主役は「町民」であることから、「子ども」の定義は不要と考えました。

(事業者の役割)

- ・「事業者の役割」は、第1章「総則」における「町民」の定義に「事業者」が含まれているため規定しなくてもいいという意見もありましたが、自治の実現のために果たす役割が大きいことから、「事業者の役割」についても明確に規定することにしました。

- ・事業者と自治の関係については、事業者が経済活動を行いながら、可能な範囲で自治の推進に協力するべきであると考えたため、最低限の内容で規定しています。

## 第6章 協働・コミュニティ

(協働)

第25条 町民、議会及び行政は、まちの課題の解決を図ることで、町民が誇れる住み良いまちを実現するために、協働の推進に努めます。

2 行政は、町民との協働による自治を推進するために、必要な支援を行うよう努めます。

(コミュニティ)

第26条 コミュニティとは、町内会等の地縁組織及びまちづくりに関して町民が主体性をもって組織し、活動する団体等をいいます。

(コミュニティの役割)

第27条 コミュニティは、地域社会において自らできることを考え、行動し、地域の課題の解決に向けて取り組むよう努めます。

2 コミュニティは、多くの町民が参加しやすい環境づくりに努めます。

3 コミュニティは、相互の連携を積極的に図るとともに、議会及び行政と協働し、活動の充実に努めます。

(町民とコミュニティ)

第28条 町民は、自由にコミュニティを形成し、活動することができます。

2 町民は、コミュニティの役割を尊重し、良好なコミュニティを守り、育てるよう努めます。

(行政とコミュニティ)

第29条 行政は、コミュニティと協働で自治を進めるため、コミュニティの自主性と自立性を尊重し、コミュニティ活動を促進するため必要な支援を行います。

【専門部会では】

(協働)

・現在、行政運営だけでは対応が難しくなった領域が存在している中で、様々なまちの課題を解決するためには、個々の住民や、企業、団体等との「協働」によりその領域を補うことが不可欠ですが、第1章「総則」第4条「基本原則」において「協働の原則」を規定していることや、自治基本条例そのものが「協働」について定めている条例ではないのかという意見から、「協働」の章を設けるべきか議論になりました。中間報告案では、「コミュニティ」の項目と非常に関係性が深いことや、「コミュニティ」の条文案で「協働」という表現を使用していることから、改めて規定することとし、また、「協働」と「コミュニティ」を同一の章で規定することとしました。

(コミュニティ)

・「コミュニティ」は、年代間や地域間によって認識の違いが生じやすいため、本項で定義していません。また、「コミュニティ」は、地縁によって組織された町内会等の「地域コミュニティ」と、地域課題の解決を目的として組織された NPO 法人やボランティア団体等の「テーマコミュニティ」に分類することができます。

(コミュニティの役割)

・「コミュニティ」は、まちづくりに関する課題の解決に取り組む重要な主体の一つであり、その活躍が期待されていることから、「コミュニティの役割」を規定しています。

(町民とコミュニティ)

・「町民」と「コミュニティ」の関係性を明確に規定しています。町民がコミュニティへ参加することは自由意志によるものであり、参加を強制するような表現は避けている一方で、「コミュニティ」の効

率的な活動が可能となるように、守り育てるよう努めることを規定しています。

(行政とコミュニティ)

・行政は、「コミュニティ」の自主性や自立性を損なわない程度に必要な支援を行うよう規定しています。

## 第7章 議会

### (議会の役割)

第30条 議会は、選挙で選ばれた町民の代表機関として、町的意思を決定します。

- 2 議会は、言論の府であることや、合議制の機関であることを基本とし、会議における慎重、活発にして自由な討議の機会を拡充するよう努めなければなりません。
- 3 議会は、議決による意思決定の過程及び妥当性を町民に分かりやすく説明するものとします。

### (議会の権限)

第31条 議会は、美瑛町の条例、予算、決算、財産及び政策執行等に関わる意思決定を行います。

- 2 議会は、行政の事務に関する検査、監査請求及び調査等の監視の権限を有します。

### (議会の責務)

第32条 議会は、この条例の基本理念、基本原則及び制度を遵守し、将来に向けたまちづくりの展望をもって課題を的確に把握し、活動する責務を有します。

- 2 議会は、町民の意見を丁寧に聴き、議会運営について町民に説明する責務を有します。

### (議員の責務)

第33条 議員は、この条例の基本理念、基本原則及び制度を遵守し、町民の信託に対する自らの責任を果たさなければなりません。

- 2 議員は、町民から選ばれた公職者として、常に町民意思の的確な把握及び自己研さんを図るとともに、政策提言の充実に努めなければなりません。
- 3 議員は、高い倫理観のもと、誠実にその職務を行い、自らの発言及び行動に責任を持たなければなりません。

### (町民との情報共有と町民参加)

第34条 議会は、本会議及び委員会等の運営に当たり、公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して、町民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるものとします。

- 2 議会は、町民からの請願及び陳情を政策提案と位置付け、その審議において必要な場合は、これらの提案者の意見を聴く機会を設けなければなりません。
- 3 議会は、町民との意見交換の場を年 1 回以上設け、これにより政策提案の拡大を図るものとします。
- 4 議会は、広報誌の発行、インターネットによる議会中継の実施等により議会及び議員活動の情報提供の充実に図り、議会における意思決定の過程及びその結果に関する情報を町民に提供するものとします。

### 【専門部会では】

・「議会」については、充実した規定を定めるためには議会で議会基本条例を策定し、自治基本条例上では議会基本条例に委任すべきという意見がありました。一方、自治に係る内容は全て自治基本条例の中でまとめた方が良いという意見がありました。専門部会では、議会に関する基本的な事項から町民との情報共有や町民参加まで自治基本条例の中で広く規定し、自治基本条例の中でまとめることとしました。

### (議会の役割)(議会の権限)

・議会とは、憲法第93条第1項において、議事機関として地方公共団体に設置することが定められており、町的意思決定及び行政の監視を行う町民の代表機関であり、「議会の役割」及び「議会の権限」ではその旨を規定しています。

・「議会の権限」では、地方自治法第98条で定められている「検査権」及び「監査請求権」並びに同法100条第1項で定められている「調査権」について、改めて規定しています。

(参考)日本国憲法

第九十三条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

地方自治法

第九十八条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務(自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の検査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。)に関する書類及び計算書を検閲し、当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員の報告を請求して、当該事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができる。

2 議会は、監査委員に対し、当該普通地方公共団体の事務(自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により本項の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。)に関する監査を求め、監査の結果に関する報告を請求することができる。この場合における監査の実施については、第199条第2項後段の規定を準用する。

第一百条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務(自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の調査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。次項において同じ。)に関する調査を行うことができる。この場合において、当該調査を行うため特に必要があると認めるときは、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。

(議会の責務)

・「議会の責務」では、まちづくりに対する姿勢や、町民に対する説明責任について規定しています。

(議員の責務)

・「議員の責務」では、町民の信託に対する責任や、議員一人ひとりが町民に選ばれた公職者としての責任があることを規定しています。

・政策提言とは、地域の抱える課題に対する意見や考え方を議会において示すだけでなく、町民に対しても様々な方法で積極的に伝えていくことであると考えており、その充実に努めることを責務として規定しています。

・町民の代表として、その発言や行動に責任を持つことを規定しています。

(町民と情報共有と町民参加)

・「町民との情報共有と町民参加」では、町民と議会との情報共有や意見交換の方法について規定しています。議会はこれらの方法を活用して、地域の抱える課題を正確に把握し、その解決につながる政策提案を行っていくことが求められています。また、地方自治法や議会会議規則に規

定してある事項(公聴会、参考人招致、請願)や、既に実施している取り組み(広報誌の発行、インターネットによる議会中継等)についても、更なる充実を図るため本条例で明記することとしました。

(参考)地方自治法

第百十五条の二 普通地方公共団体の議会は、会議において、予算その他重要な議案、請願等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

② 普通地方公共団体の議会は、会議において、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

第二百二十四条 普通地方公共団体の議会に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない。

## 第8章 行政

### (町長の責務)

第35条 町長は、この条例の基本原則及び制度を遵守し、基本理念を実現するために町民の信託に応え、公正かつ誠実に行政運営を行わなければなりません。

- 2 町長は、職員を適切に指揮監督し、町民の意向や政策課題に的確に対応できる知識と能力を持った人材の育成を図り、効率的な組織体制を整備しなければなりません。
- 3 町長は、中長期的な視点に立ち、常に経営感覚を持ち、健全な自治体運営を推進しなければなりません。
- 4 町長は、町民との意見交換の場を設けなければなりません。

### (行政の責務)

第36条 行政は、この条例の基本理念、基本原則及び制度に基づき、まちづくりの推進のため、町民及び議会と連携協力して事務及び事業を執行することを基本とします。

- 2 行政は、条例、予算その他の議会の議決及び法令等に基づく事務及び事業を、誠実に管理し、公正かつ公平に執行しなければなりません。
- 3 行政は、広く町民の意思を反映した行政運営を行うため、情報の共有と町民参加を進め、連携及び協力して事務及び事業を執行しなければなりません。
- 4 行政は、事務及び事業を効果的かつ効率的に執行し、町民の満足度を高める行政運営に努めなければなりません。

### (職員の責務)

第37条 職員は、町民が主権者であることを認識し、町民の視点に立ち、高い倫理観のもと、公正かつ誠実に職務を遂行し、町民との信頼関係を構築しなければなりません。

- 2 職員は、町民の意向や政策課題に的確に対応するため、自ら政策形成能力の向上を図らなければなりません。
- 3 職員は、互いに横断的な連携を密にするとともに、積極的に町民と連携して職務を遂行しなければなりません。

### 【専門部会では】

#### (町長の責務)

- ・「町長の責務」では、町長の責任と義務を規定しています。
- ・選挙により町民から選ばれた町の代表として、町長は、町民の信託に応えること、また、公正かつ誠実に行政運営を行うことを規定しています。また、第1章「総則」で、町民、議会及び町は、この条例を遵守することを規定しておりますが、改めて「町長の責務」においても「この条例の基本原則及び制度を遵守」することを規定しています。
- ・地域課題等を解決するためには、対応する職員の知識と能力の向上や、効率的な組織体制の整備が必要なため、「町長の責務」として規定しています。
- ・財源や人員等、様々な資源に限りがある中で、効果的・効率的な行政運営を行うためには、中長期的な視点に立ち、経営感覚を持った自治体運営に取り組む必要があるとして、その推進を規定しています。
- ・「びえい未来トーク」等、町長と町民との意見交換の場の設定については既に取り組んでいますが、改めて本条例に規定しています。

#### (行政の責務)

- ・行政は、まちづくりの重要な担い手の一つであることから、他の担い手である町民及び議会と連携協力して、事務及び事業を執行することを規定しています。

・行政は、地方自治法第138条の2に定められているとおり、条例、予算その他の議会の議決及び法令等に基づく事務及び事業を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負っていることを規定しています。

・行政が事務及び事業を執行する上で、町民との連携及び協力を行うことや、町民の満足度を高める行政運営に努めることを規定しています。

(参考)地方自治法

第百三十八条の二 普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。

(職員の責務)

・行政職員は、地方自治法第154条において町長の補助機関であるとされ、町長は職員を指揮監督すると定められていますが、町民にとって一番身近な存在であり、重要な役割を担っていると考えたため、「職員の責務」を単独で規定することとしました。

・職員は、町民の視点に立ち、高い倫理観のもと、公正かつ誠実に職務を遂行し、町民との信頼関係を構築することを規定しています。

・職員が担当する職務には様々な分野があり、広い視野及び知識が必要となります。このため、所属の垣根を越えた連携をとるとともに、町民と積極的に連携して職務を遂行するよう規定しています。

(参考)地方自治法

第百五十四条 普通地方公共団体の長は、その補助機関である職員を指揮監督する。



## 第9章 行政運営

### (総合計画)

第38条 行政は、美瑛町の目指す将来の姿と取り組むべき施策を明らかにし、総合的かつ計画的な行政運営を行うため、総合計画を策定します。

2 行政は、総合計画を最上位の計画と位置付け、行政が行う政策は法令の規定によるもの及び緊急を要するものを除き、総合計画に基づいて実施します。

3 行政は、各施策の基本となる計画の策定及び実施に当たって、総合計画との整合性を図りながら進めます。

4 行政は、総合計画及び分野別の主要な計画の策定又は見直しを行うに当たっては、町民の参加を図り、検討内容を町民にわかりやすく提供するものとします。

### (まちづくりの評価)

第39条 行政は、行政運営を進めるに当たり適正な評価(以下「まちづくりの評価」という。)を行うとともに、その結果が町政に反映するよう努めます。

### (評価の公表)

第40条 行政は、まちづくりの評価結果を町民に公表します。

2 前項の評価結果の公表は、政策、事業等の目標や成果を町民にわかりやすく示すとともに適切な時期に行います。

### (財政運営)

第41条 行政は、総合計画及び行政評価を踏まえ、中長期的な視点のもとに財政運営計画を策定します。

2 行政は、財政運営計画に基づく予算の編成及び執行を行い、健全な財政運営を行います。

3 行政は、予算、決算、財政状況等について分かりやすい資料を作成のうえ、町民に公表します。

### (行政手続)

第42条 行政は、町民の権利利益の保護に資するため、処分、行政指導及び届出に関する手続を明らかにし、公正の確保と透明性の向上を図ります。

2 行政手続に関して必要な事項は、美瑛町行政手続条例で定めます。

### (政策法務)

第43条 行政は、すべての職員の法務能力の向上に努めるとともに、法令の解釈に当たっては、調査研究を重ね、自主的かつ適正な運用に努めます。

2 行政は、自主的で質の高い行政運営を行うため、法務に関する体制を充実し、条例等の整備を積極的に行います。

### (危機管理)

第44条 行政は、災害、事故などから町民の身体、生命及び財産を守り、町民が安全で安心して暮らせるよう危機管理体制を整備します。

2 行政は、町民と関係機関と協力し、連携を図り、災害、事故などに備えます。

3 前2項に規定する危機管理に関し必要な事項は別に定めます。

### (出資法人等)

第45条 行政は、町が出資している団体等に関し、町からの資金の流れについて、町民に公表しなければなりません。

2 行政は、町が出資している団体等に対し、その運営が出資の目的に適合していること、適正であること及び町民の利益となることについて、指導及び監督をしなければなりません。

#### 【専門部会では】

##### (総合計画)

- ・町の最上位計画である総合計画の策定について規定しています。また、行政の行う政策は、法令の規定によるもの及び緊急を要するものを除き、総合計画に基づいて実施することを規定しています。
- ・総合計画及び分野別の主要な計画は、時代の流れに沿った内容とするために、適切なタイミングにおいて見直しを行うこととなりますが、その際に、町民参加を図り、検討内容を町民に分かりやすく提供することを規定しています。実際に、第6次総合計画の策定については、町民の協力のもと策定した美瑛町共有ビジョンを柱とするなど、町民参加を図りながら取り組んでいます。

##### (まちづくりの評価)(評価の公表)

- ・美瑛町では、既に「住み良いまち美瑛をみんなでつくる条例」において行政評価の仕組みを規定しているため、既存条例の内容に倣うこととしました。
- ・まちづくりの評価については、毎年、役場各課で所管する小事業を対象に実施しており、評価結果を役場ホームページ等において公表するほか、まちづくり委員会へ報告し、意見等を聞く機会を設けています。

##### (財政運営)

- ・町の重要な計画の1つである「財政運営計画」の策定について規定しています。財政運営計画は、その基本方針の中で、堅実性と弾力性を備えた健全な財政構造の確立を目指すために、総合計画や行政評価の内容を踏まえ、中長期的な視点をもとに策定することとされています。
- ・行政は、情報共有の1つとして、予算、決算、財産状況等について分かりやすい資料を作成し、公表することを規定しています。

##### (行政手続)

- ・美瑛町では、「美瑛町行政手続条例」を制定しており、その中で、処分、行政指導、届出等に関する手続きを明らかにしています。専門部会では、当該条例が町民にとって非常に重要な条例であると考えたため、あえて本条例でも記載し、周知を図ることとしました。

##### (政策法務)

- ・政策法務について、専門職員が不足する中、行政職員一人一人が法務能力の向上に努めることが必要です。また、法令を適切に運用することは、町民サービスの向上や、町民からの信頼にもつながると考え、本項で規定することとしました。

##### (危機管理)

- ・十勝岳の裾野に存在する美瑛町は、十勝岳の噴火による災害と常に隣り合わせであることから、専門部会でも、予てから防災に係る条文の必要性について議論されてきました。本項では、十勝岳の噴火をはじめとした様々な災害や事故等から町民を守るための危機管理体制の整備や、災害時における町民、関係機関との協力について規定しています。

##### (出資法人等)

- ・限られた財源の中で、町から団体等に対して出資している状況であることから、その資金の流れを公表することを規定しました。地方自治法第243条の2の規定による経営状況を説明する書類の議会への提出は既に実施されているところです。

(参考)地方自治法

第二百四十三条の三 普通地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、毎年二回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を住民に公表しなければならない。

- 2 普通地方公共団体の長は、第二百二十一条第三項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。
- 3 普通地方公共団体の長は、第二百二十一条第三項の信託について、信託契約に定める計算期ごとに、当該信託に係る事務の処理状況を説明する政令で定める書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

第二百二十一条 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものに対して、収入及び支出の実績若しくは見込みについて報告を徴し、予算の執行状況を实地について調査し、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

- 2 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、工事の請負契約者、物品の納入者、補助金、交付金、貸付金等の交付若しくは貸付けを受けた者(補助金、交付金、貸付金等の終局の受領者を含む。)又は調査、試験、研究等の委託を受けた者に対して、その状況を調査し、又は報告を徴することができる。
- 3 前二項の規定は、普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの、普通地方公共団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証し、又は損失補償を行う等その者のために債務を負担している法人で政令で定めるもの及び普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者にこれを準用する。

## 第10章 連携・協力

(町外の人々との交流及び連携)

第46条 町民、議会及び行政は、住みよい豊かな美瑛町をつくるため、社会、経済、農業、観光、環境等様々な分野において、町外の人々との連携及び協力を図ります。

2 町民、議会及び行政は、国際的な視点で物事を考えることの重要性を認識し、積極的に国際社会との交流を図るとともに、そこから得られた知恵や情報をまちづくりに活かすよう努めます。

(国及び道との連携及び協力)

第47条 議会及び行政は、国及び北海道と互いの役割分担を明確にし、効率的な行政運営や課題の解決のため、連携及び協力を図ります。

(他の地方自治体等との連携及び協力)

第48条 議会及び行政は、広域的な課題や共通する課題を解決するため、他の地方自治体等との連携及び協力を図ります。

【専門部会では】

(町外の人々との交流及び連携)

- ・美瑛町では、既に町外の民間企業や大学等と連携し、様々な活動をおこなっているところです。今後のまちづくりにおいても欠かせない要素であるため、第1項に規定しています。
- ・第2項では、国際的な視点を養うために、外国人住民や外国人観光客等との交流を推奨し、得られた知恵や情報をまちづくりに活かすように努めることを規定しています。

(国及び道との連携及び協力)

- ・効率的な町政運営や課題の解決のためには、国及び道との役割分担を明確にする必要があります。第1項では、国及び道との役割分担を明確にしたうえで、連携及び協力を図ることを規定しています。

(他の地方自治体等との連携及び協力)

- ・美瑛町では、「日本で最も美しい村」連合における取り組みや旭川大雪圏域連携中枢都市圏に係る連携協約の締結、一部事務組合による一部行政サービスの共同提供など、他の市町村との積極的な連携及び協力を行っているところです。今後も、広域的な課題や共通する課題等を解決するためには、近隣市町村や他地域の市町村との連携及び協力を推進する必要があるため、規定しました。

## 第11章 条例の見直し等

(条例等の見直し)

第49条 町長は、この条例の施行の日から4年を超えない期間ごとに、各条項がこの条例の理念を踏まえ、本町にふさわしく、社会経済情勢に適合しているかを検討するものとします。

2 町長は、前項に規定する検討に当たっては、別に定める美瑛町自治推進委員会に必要な意見を求めるものとします。

3 町長は、前2項に規定する検討の結果を踏まえ、この条例及びその他の事項を見直すことが適当であると判断したときは、必要な措置を講ずるものとします。

(美瑛町自治推進委員会)

第50条 この条例を守り育て、実効性を高めるため、町長の附属機関として美瑛町自治推進委員会(以下「推進委員会」といいます。)を設置します。

2 推進委員会は、町長の諮問に応じて審議を行い答申するものとします。

3 推進委員会は、前項に規定するもののほか、自ら次の事項を審議し、町長に提言することができます。

(1) この条例に基づく制度、町民参加の状況及び条例の運用状況に関する事項

(2) この条例の見直しに関する事項

(3) 美瑛町の自治の推進に関する基本的な事項

4 推進委員会は、委員10人以内をもって組織します。

5 委員の任期は2年とし、再任を妨げないものとします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

6 推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に規則で定めます。

【専門部会では】

(条例の見直し)

・第1項では、自治基本条例が現在の美瑛町にふさわしいか、社会経済情勢に適合しているか、適切なタイミングで検討することができるように、見直しの期間を設けています。また、見直しの期間は、議員及び町長の任期である4年とすることで、在任中に必ず自治基本条例について見直すことを義務付けています。

・条例の見直しにおいても町民参加を図ることが重要と考え、第2項において、町長の附属機関である美瑛町自治推進委員会に必要な意見を求めることを規定しています。

・なお、条例の制定、改廃については、地方自治法第74条に基づき、選挙権を有する住民からも請求することができます。

(参考)地方自治法

第七十四条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者(以下この編において「選挙権を有する者」という。)は、政令で定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃の請求をすることができる。

(美瑛町自治推進委員会)

・美瑛町自治推進委員会の設置について規定しています。美瑛町自治推進委員会は、町長の附属機関として、町長の諮問に応じて条例の運用状況や、条例の見直し等について審議を行う組織です。自治基本条例を守り育て、実効性を高めるためには、本委員会における継続した検討が必

要になります。

・美瑛町自治推進委員会については、別に定める規則で必要事項を規定することとします。

(資料1)

## 自治基本条例(仮称)策定専門部会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 自治基本条例(仮称)(以下「条例」という。)の策定に当たり、町民のまちづくりに関する意見を反映させ、町民との協働による条例策定を推進するため、自治基本条例(仮称)策定に係る専門部会(以下「専門部会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 専門部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 条例の策定に必要な情報収集及び意見交換に関すること。
- (2) まちづくりにおける新たな町民の参画方法の検討に関すること。
- (3) 前2号に掲げる検討結果の条例化に関すること。
- (4) その他まちづくりへの町民参加の推進に必要な事項

(組織)

第3条 専門部会は、住み良いまち美瑛をみんなで作る条例第22条第2項の規定に基づき組織する。

(会員)

第4条 会員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 住み良いまち美瑛をみんなで作る条例第22条の規定に基づく委員会の委員のうち町長が委嘱する者
  - (2) その他、町長が認める者
- 2 会員の任期は1年とする。ただし、会員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前項に定める任期は、必要に応じ延長・短縮等を行うことができる。

(部会長及び副部会長)

第5条 専門部会に、部会長及び副部会長1人を置き、会員の互選によりこれらを定める。

- 2 部会長は、専門部会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときにその職務を代理する。

(会議)

第6条 専門部会の会議は、部会長が招集し、部会長が会議の議長となる。

- 2 部会長は、必要に応じて、会員以外の者の出席を求め意見を聞くことができる。

(報告)

第7条 専門部会は、調査検討の内容等については、町長へ報告するとともに、住み良いまち美瑛をみんなで作る条例第20条の規定に基づく委員会へ報告するものとする。

(庶務)

第8条 チームの庶務は、政策調整課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、部会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(資料2)

自治基本条例策定専門部会 部会員名簿

	所 属	職	氏 名	備 考
1	まちづくり委員会	委員	源 津 憲 昭	部会長
2	まちづくり委員会	委員	京 屋 愛 子	起草チーム
3	まちづくり委員会	委員	井 口 真 幸	起草チーム
4	まちづくり委員会	委員	板 東 康 治	企画チーム
5	まちづくり委員会	委員	森 部 富士樹	企画チーム
6	まちづくり委員会	委員	新 田 睦	広報チーム
7	まちづくり委員会	委員	佐々木 良 栄	広報チーム
8	まちづくり委員会	委員	村 上 真 美	広報チーム
9	美瑛町議会	副議長	八 木 幹 男	
10	美瑛町議会 総務文教常任委員会	委員長	大 坪 正 明	
11	美瑛町議会 産業経済常任委員会	委員長	野 村 祐 司	
12	美瑛町議会 議会運営委員会	委員長	桑 谷 覺	
13	総務課	課長補佐	鈴 木 誠	
14	税務課	課長補佐	佐 藤 誉 修	
15	住民生活課	係 長	田之岡 輝 和	
16	保健福祉課	係 長	藤 原 元 貴	
17	商工観光交流課	係 長	高 島 真由美	
18	文化スポーツ課郷土学館	係 長	荒 明 慎 久	
19	農林課	主 査	國 本 完	
20	建設水道課	係 長	鈴 木 高 悠	
21	会計課	係 長	西 森 理 恵	



22	議会事務局	次長	才川育世	
23	農業委員会事務局	係長	佐藤衡一	
24	教育委員会図書館	係長	高橋正人	

○事務局

美瑛町まちづくり推進課

(資料3)

### これまでの検討経過

令和元年度

9月30日 第1回まちづくり委員会  
ルールについて

- ・自治基本条例の概要及び策定スケジュール

1月20日 第3回まちづくり委員会

- ・検討の進め方及び専門部会について

2月17日 第4回まちづくり委員会

- ・専門部会への参画について
- ・専門部会設置要綱案について

令和2年度

6月23日 第1回まちづくり委員会  
について

- ・専門部会の設置及び策定スケジュール

7月21日 第1回自治基本条例策定専門部会  
いて

- ・専門部会の設置及び役員の選出について

8月17日 第2回自治基本条例策定専門部会

- ・自治基本条例に係るワークショップ①

10月 1日 第2回まちづくり委員会

- ・専門部会の経過報告

10月23日 第3回自治基本条例策定専門部会

- ・前回ワークショップのまとめ
- ・自治基本条例勉強会

1月21日 第4回自治基本条例策定専門部会

- ・自治基本条例に係るワークショップ②

2月 8日 第5回自治基本条例策定専門部会

- ・自治基本条例に係るワークショップ③

3月29日 自治基本条例講演会

3月31日 第3回まちづくり委員会

- ・専門部会の経過報告

令和3年度

4月26日 第1回自治基本条例策定専門部会

- ・「総則」勉強会

6月22日 第2回自治基本条例策定専門部会

- ・「総則」に係る協議①
- ・「情報共有」勉強会

7月26日 第3回自治基本条例策定専門部会

- ・「総則」に係る協議②
- ・「情報共有」に係る協議①
- ・「町民参加」勉強会

8月 5日 第1回まちづくり委員会

- ・専門部会の経過報告

8月30日	第4回自治基本条例策定専門部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「情報共有」に係る協議②</li> <li>・「町民参加」に係る協議①</li> <li>・「住民投票」勉強会</li> </ul>
9月30日	第5回自治基本条例策定専門部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「町民参加」に係る協議②</li> <li>・「住民投票」に係る協議①</li> <li>・「町民」勉強会</li> </ul>
11月 1日	第6回自治基本条例策定専門部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「住民投票」に係る協議②</li> <li>・「町民」に係る協議①</li> <li>・「協働・コミュニティ」勉強会</li> </ul>
12月 9日	第7回自治基本条例策定専門部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「町民」に係る協議②</li> <li>・「協働・コミュニティ」に係る協議①</li> <li>・「議会」勉強会</li> </ul>
2月15日	第8回自治基本条例策定専門部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「協働・コミュニティ」に係る協議②</li> <li>・「議会」に係る協議①</li> <li>・「行政」勉強会</li> </ul>
3月24日	第3回まちづくり委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門部会の経過報告</li> </ul>
3月31日	第9回自治基本条例策定専門部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「議会」に係る協議②</li> <li>・「行政」に係る協議①</li> <li>・「行政運営」勉強会</li> </ul>
令和4年度		
4月26日	第1回自治基本条例策定専門部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「議会」に係る協議③</li> <li>・「行政」に係る協議②</li> <li>・「行政運営」に係る協議①</li> <li>・「連携・協力」「条例の見直し等」勉強会</li> </ul>
5月30日	第2回自治基本条例策定専門部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「行政運営」に係る協議②</li> <li>・「連携・協力」に係る協議①</li> <li>・「条例の見直し等」に係る協議①</li> <li>・条例原案の全体に係る振り返り①</li> </ul>
6月28日	第1回まちづくり委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門部会の経過報告</li> </ul>
7月 5日	第3回自治基本条例策定専門部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「連携・協力」に係る協議②</li> <li>・「条例の見直し等」に係る協議②</li> <li>・条例原案の全体に係る振り返り②</li> </ul>
8月 9日	第2回まちづくり委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治基本条例原案の報告</li> </ul>